

さいたま市告示第512号

さいたま市公共基準点維持管理要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月26日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市公共基準点維持管理要綱の一部を改正する告示

さいたま市公共基準点維持管理要綱（平成19年さいたま市告示第1334号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第4号（第4条関係） （表） 公共基準点使用承認書 [略] さいたま市長 [略]	様式第4号（第4条関係） （表） 公共基準点使用承認書 [略] さいたま市長 <u>印</u> [略]
様式第9号（第7条関係） 公共基準点一時撤去・移転承認書 [略] さいたま市長 [略]	様式第9号（第7条関係） 公共基準点一時撤去・移転承認書 [略] さいたま市長 <u>印</u> [略]
様式第12号（第9条関係） 公共基準点機能回復通知書 [略] さいたま市長 [略]	様式第12号（第9条関係） 公共基準点機能回復通知書 [略] さいたま市長 <u>印</u> [略]

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。